

(財)川崎市心身障害者地域福祉協会の概要

1 設 立 (昭和60年3日30日設立認可、昭和60年4月1日設立登記)

(財)川崎市心身障害者地域福祉協会は、川崎市精神薄弱者育成会(当時)を母体とし、3つの親の会(自閉症児者親の会・肢体不自由児者父母の会・知的障害児者親の会)を集約する形で昭和60年4月に設立された。

本市は設立に際し、基本金1,500万円のうち1,000万円を出捐している。

寄附行為【目的】

第3条 この法人は、心身障害者(心身障害児を含む。以下同じ。)の社会参加の促進や更正援護に関する事業を行うとともに、地域の福祉活動グループの育成と連携により地域福祉活動の活性化を図り、もって川崎市内に居住する心身障害者とその家族の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉活動グループの育成強化に関する事業
- (2) 生活訓練、体育訓練等心身障害者の自立の促進に関する事業
- (3) 心身障害者に関する調査、研究及び啓発事業
- (4) ふれあいショップ事業
- (5) 地域福祉施設ちどりの管理運営に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 沿 革

昭和60年4月1日	田島地域福祉活動ホーム受託、海水訓練・緑陰訓練受託
昭和61年1月1日	三田地域福祉活動ホーム受託
昭和62年4月1日	たちばな地域福祉活動ホーム受託
昭和63年4月1日	宮前地域福祉活動ホーム受託
平成元年1月21日	第1回心身障害者成人式開催
平成元年4月1日	夢見ヶ崎地域福祉活動ホーム受託
平成3年4月1日	障害者ふれあい製品振興事業受託、末長地域福祉活動ホーム受託
平成8年4月1日	社会福祉法人ともかわさき設立、ショートステイ施設「ライブリー渡田」開所 日進町地域福祉活動ホーム、子母口地域福祉活動ホーム受託
平成9年1月20日	ふれあいショップせきれい開店
平成10年4月1日	北加瀬地域福祉活動ホーム、多摩地域福祉活動ホーム受託
平成12年10月1日	ふれあいショップかわせみ開店
平成16年7月1日	ふれあいショップおおり開店
平成17年4月1日	社会福祉法人ともかわさきへ事業移管 (地域福祉活動ホーム、グループホーム、支援センター、給食サービス)
平成19年4月1日	地域福祉施設「ちどり」会議室管理運営事業受託

3 現 況

(1) 財務状況

(単位：千円) ※千円未満切捨て

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
当 期 収 入	69,047	66,314	60,432	58,255
当 期 支 出	53,538	54,054	54,820	52,881
次期繰越収支差額	15,509	12,260	5,612	5,373
経 常 損 益	△ 2,790	△ 4,002	△ 7,371	△5,790
当 期 損 益	△ 2,790	△ 4,089	△ 7,371	△5,790
総 資 産	50,180	44,286	37,068	30,736
総 負 債	4,146	2,342	2,495	1,954
正 味 財 産	46,034	41,944	34,572	28,782
正味財産増減額	△ 2,790	△ 4,089	△ 7,371	△5,790
基 本 財 産	15,000	15,000	15,000	15,000

(2) 市の財政支出

(単位：千円) ※千円未満切捨て

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
補 助 金	21,839	22,112	21,899	21,961
委 託 料	10,260	10,456	7,970	7,970
出 捐 金	10,000	10,000	10,000	10,000

(3) 法人体制及び事業状況

ア 役員の状況(平成24年度)

16名(非常勤)

イ 事業・職員の状況(平成24年度)

24年度総事業予算 58,616,000円(管理費を含む)

(単位：人)

事業名	主な内容	常勤職員	非常勤職員
管理業務	管理事務	2	1
地域活動福祉グループ助成事業	親の会活動助成等		
地域活動促進委託事業	ふれあい製品、成人式、余暇活動支援等		
ふれあいショップ運営事業	3店舗の運営	3	1
地域福祉施設ちどり管理運営委託事業	会議室管理等	1	0
計		6	2

(財)川崎市心身障害者地域福祉協会と(福)ともかわさきの統合について

1 統合の考え方

(1) 行財政改革プランにおける位置づけ

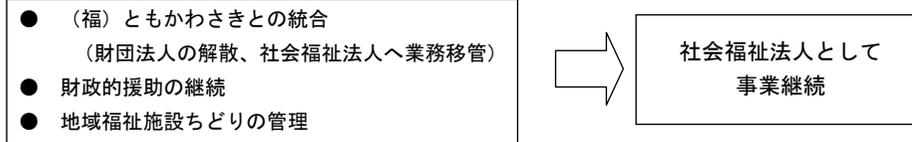
＜新たな行財政改革プランにおける(財)川崎市心身障害者地域福祉協会の位置付け＞
市内の心身障害者とその家族の福祉の向上を図るため、心身障害者の社会参加の促進や更正支援に関する事業を行う法人としての役割を担っていくとともに、法人事業のより一層の安定化や障害者の地域生活支援の向上等を図るため、他団体との統合を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。

(2) 事業継続を前提とした社会福祉法人との統合

(財)川崎市心身障害者地域福祉協会は、これまで当事者の状況や意見を政策につなげる役割を果たし、特別支援学校等卒業後の日中活動の場としての地域福祉活動ホームや、親亡き後の生活の場としてのグループホーム等々、現在も障害者施策の中核をなす事業の設立や運営を担ってきた経緯がある。(平成17年に、福祉サービス事業を(福)ともかわさきに移管した。)

しかしながら、近年、社会環境の変化などから、財政状況や職員体制といった運営面が弱体化しており、公益法人改革を踏まえた最適の実施形態を検討したところ、今後も安定的に自主・自立した事業運営を継続していくため、従前は同一法人の下で事業運営していた実績がある、(福)ともかわさきとの統合を図ることが最善であるとの結論に至った。

このことから、(財)川崎市心身障害者地域福祉協会は(福)ともかわさきと統合し、事業継続に取り組むこととする。また、一定の事業や人員の見直しを図りつつ、市からの財政的援助の継続を行うことで、自立運営を確立する。



2 (福)ともかわさきとの統合

(1) (福)ともかわさきの概要

設 立	平成8年1月
住 所	川崎市川崎区渡田1丁目15番5
代 表 者	理事長 鹿嶋 勝美
資産総額	35億3,714万1,823円
職 員 数	理事9名、監事2名、常勤職員150名
目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
事業実績	第二種社会福祉事業 ・障害福祉サービス事業の経営 13か所 ・相談支援事業の経営 3か所 ・移動支援事業の経営 1か所 ・短期入所事業の経営 1か所 ・福祉ホームの経営 1か所 ・共同生活事業の経営 1か所
沿 革	・平成8年1月11日に(財)川崎市心身障害者地域福祉協会の人材及び資金を基に(福)ともかわさき設立 ・平成17年4月1日に(財)川崎市心身障害者地域福祉協会より事業移管

(2) (福)ともかわさきへの業務移管

平成25年3月末に(財)川崎市心身障害者地域福祉協会の解散を行い、平成25年4月には(福)ともかわさきへの業務移管を実施する。

(財)川崎市心身障害者地域福祉協会の事業は、社会福祉法第26条により、社会福祉法人における社会福祉事業に支障がない限りでの公益事業及び収益事業として位置付けることができる。

3 今後の市の関わり方

(1) 財政的援助及び地域福祉施設ちどりの管理委託の継続

統合にあたり、既存の事業については、基本的に継続する予定であるとともに、統合を契機として(福)ともかわさきが提供しているサービスの利用者への周知を図りつつ、各種行事等における連携を強化する等により会員の増加及び事業の拡充に取り組むこととしている。したがって、統合により一定の経費の合理化を図りつつ、親の会活動の展開に必要な財政的援助は、引き続き行う。

また、地域福祉施設ちどりの管理委託についても、現行どおり会議室の管理を委託する。

参考：平成24年度予算額 約30,000千円(事業費補助金及び委託料を含む。)

(2) 出捐金の取扱い

出捐金の寄附について

(財)川崎市心身障害者地域福祉協会の寄附行為の規定に基づき、今後とも活発な障害者の地域福祉活動の推進のため、市への寄附を予定しているとの事である。